

# 「資源の日」の分別が一部変わります

資源の日に収集している「プラスチック製品」の分別方法が一部変わります

★下図左側の **写真1** の製品について、今後は「燃えるごみ」として収集します。

★下図右側の **写真2** の製品はこれからも「プラスチック製品」として収集します。

ただし、「プラスチック製品」として収集したもので、技術的・コスト的にリサイクルが困難なものは、市で焼却処分しますことをご理解ください。

### プラスチック製品とは・・・

☑ マークが付いた「プラスチック製容器包装」と「塩化ビニール製品」等を除く、全体がプラスチックで出来た製品で、主に「衣装ケース」や「ポリバケツ」等です。

詳しい分別方法はスマホアプリの「さんあ〜る」で調べることができます

#### QRコード

Google Play  
アンドロイド  
Android 利用



App Store  
 아이폰  
iPhone 利用



令和2年4月1日から

**燃えるごみ** として収集するもの

#### 写真1

ごみ袋には少量ずつ入れて出してください  
【目安】袋に入った燃えるごみのうち、1〜2割程度まで



**プラスチック製品** として収集するもの  
《プラスチックのみで出来た製品に限る》

#### 写真2



## ご注意ください！プラスチック製品と間違いやすいもの

これらは「プラスチック製品」として収集していませんので、間違わないようご注意ください。

<p>ビニールバッグ</p> <p>ジョイントマット</p> <p>自転車用ヘルメット (ハーフキャップ)</p> <p>ビニールホース</p> <p>ただし、30cm以下の長さに切断してください。</p>	<p>ウォータージャグ</p> <p>水筒、マイボトル</p> <p>ランチジャー</p> <p>中のステンレスのみをリサイクルします</p>	<p>クーラーボックス</p> <p>スーツケースやキャリーバッグ</p> <p>各種ヘルメット (ハーフキャップ除く)</p> <p>プラスチック以外の素材を含むため、リサイクル不可</p>	<p>樹脂製波板</p> <p>他に、FRP製品やポリカーボネイト製品 農業、漁業用網やネット</p> <p>塩ビ管や塩ビ継手</p> <p>マルチ</p> <p>肥料袋 (農業用)</p> <p>農業用ビニール類</p> <p>農業用苗ポット 家庭用の苗ポットは燃えるごみへ</p> <p>産業廃棄物や、市の施設で処理が困難なものであるため、処理可能な市内の民間業者をご案内します</p>
<p><b>燃えるごみ</b> へ</p>	<p>資源の日の <b>中型ごみ</b> へ</p>	<p>エコイトやつしろへ <b>直接持ち込み</b></p>	<p><b>民間の処理業者へ</b></p>

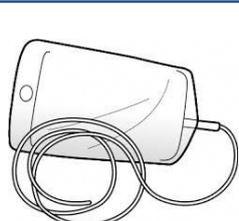
# 「在宅医療廃棄物」の排出方法について

針刺し事故の原因となりますので、在宅医療廃棄物の適正な排出にご協力ください。

**燃えるごみ** として排出してください

**注意** ・「資源の日」には一切出せません！  
・ポリ袋等に入れて有料指定袋に入れてください

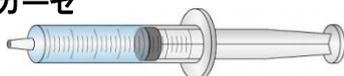
鋭利でないもの（注射針以外）



栄養剤パック、チューブ



脱脂綿・ガーゼ



栄養剤注入器（針なし）

鋭利であるが安全なくみをもつもの（自己注射針）



ペン型自己注射カートリッジ  
または  
針が自動収納する注射器



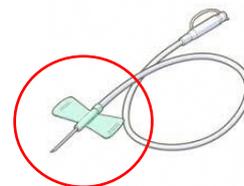
廃棄時  
（針ケース装着時）  
ケースに装着した注射針

医療機関・薬局に  
ご相談ください

鋭利なもの（注射針、点滴針）



針がむき出しの  
インスリン自己  
注射の注射針



翼状針、点滴針

インスリン自己注射の使用後の注射針等は、多くの調剤薬局で自主的に回収されています。

参考：日本医師会「在宅医療廃棄物の取扱いガイド」

## ごみの出し方に関するQ&A

Q 水道ホースは30cm以下に切って、燃えるごみに出すことになっていますが、なぜ切る必要があるのですか？

A 水道ホースやロープ、ひも等の長いものは、ごみ収集車の中や、焼却処理施設のクレーン等に絡まり処理の妨げとなってしまうため、「燃えるごみ」に出す場合は30cm以下、エコイトやつしろへの「直接持ち込み」の場合は50cm以下に切るようお願いしています。

Q 結局、市が収集するのだから、通勤途中にある別の町内のごみ集積所に燃えるごみを出しても構いませんか？

A ごみ集積所はそれぞれの町内で管理されていますので、町内以外の方が集積所を使うことは出来ません。また、このような行為はトラブルの原因にもなりますので、絶対に行わないでください。

Q 近所にある事業所が町内のごみ集積所に燃えるごみを出しています。事業系のごみを町内のごみ集積所に出してもいいのですか？

A 事業活動に伴うごみは、自ら処理施設へ搬入するか、市の許可を持った収集業者に委託することが原則です。ただし、八代市では住居兼店舗や小規模店舗等のため、以下の要件の全てを満たす場合、ごみ集積所に出すことができることを条例及び一般廃棄物処理計画で認めています。

1. 市が行う処理に支障が生じない燃えるごみ（事業系一般廃棄物）であること。
2. 平均的に1週あたりのごみ排出量が70kgに満たないこと。
3. ごみ集積所を管理している町内会等に利用を認められていること。

燃えるごみの排出はルールとマナーを守って、決められた時間に決められた場所へお願いします。